

おみせのマスター

(事業活動の安心保険「ビジネスマスター」ワイドプラン)

お申込締切日(全飲連着金日)：平成25年7月22日(月)



物損害リスク

+

休業リスク

+

賠償リスク

標準営業約款

安心
保証



「Sマーク」対応!

総合型共済!

加入手続きも簡単!

これ1つで「おみせ」は安心!

ご契約期間(保険期間)

平成25年8月1日午後4時～平成26年8月1日午後4時(1年間)

○お申込締切日：平成25年7月22日(月)

○加入依頼票に必要事項をご記入の上、**保険料は必ず所定の振込票にてお払い込みください。**

○加入依頼人および記名被保険者(保険の補償を受けられる方)は、全飲連の組合員に限ります。(賠償ユニットの被保険者は貴店およびその役員、従業員(アルバイトを含みます。)となります。)

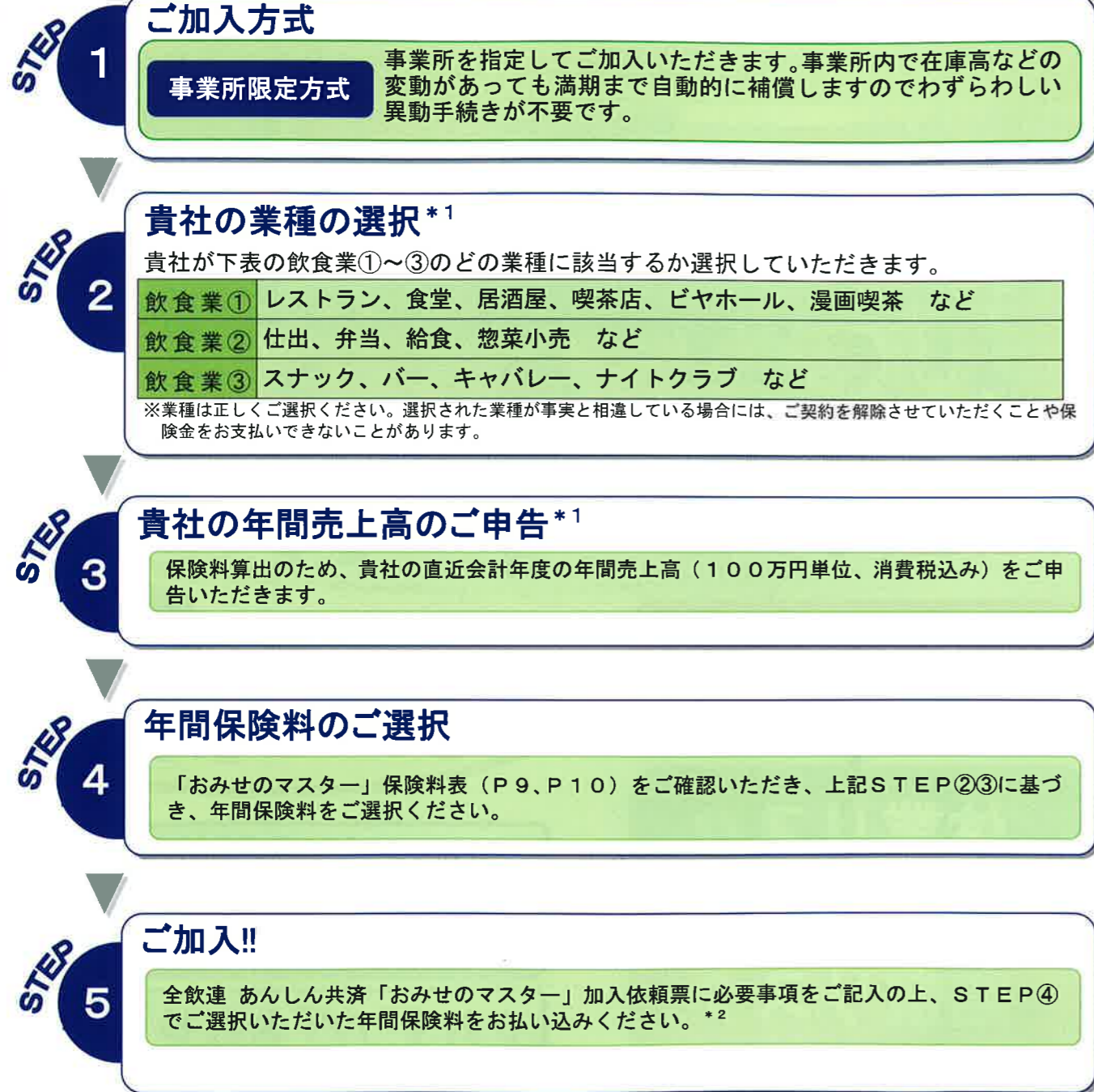
全国飲食業生活衛生同業組合連合会

〒105-0004 東京都港区新橋6-8-2 全国生衛会館5階

TEL:03-5402-8630 FAX:03-5402-8629

ご加入の流れ

ご加入の流れについては次の通りとなります。



*1 業種および年間売上高（消費税込み）は正しくご申告ください。申告いただいた内容が、事実と相違している場合は、ご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。
 *2 保険料のお払込は必ず、所定の振込票をご使用ください。

その他の引受条件

その他契約条件については次の通りとなります。

ご契約期間（保険期間） 1年間となります。 保険料お払込方法 年払です。

おみせのマスターのご加入者は次のサービスをご利用いただけます。

〔日本興亜損保・企業の安心サービス〕

①社会保険相談サービス	労災保険などの社会保険全般のご相談に、社会保険労務士が電話でお応えします。（原則予約制）
②法律相談サービス	業務上のさまざまな法律相談に、弁護士が電話でお応えします。（原則予約制）
③税務相談サービス	税務全般のご相談に税理士が電話でお応えします。（原則予約制）
④福利厚生制度 導入支援サービス	低コストで事務負担も少ない、充実した福利厚生制度導入を支援します。（導入費用は1名あたり月500円～1,000円程度となります。）
⑤水まわり・ ^{かぎ} 鍵 緊急サービス	給排水管からの漏水、 ^{かぎ} 鍵の紛失などのトラブルに24時間・年中無休で専門業者を手配します。（店舗や事務所などの身の回りの給排水設備に限ります。また、工事費用や出張費用などの実費はお客様のご負担とさせていただきます。）
⑥助成金診断サービス	簡易アンケートにお答えいただき、受給可能性のある補助金・助成金を診断、リストアップします。 補助金・助成金の案内冊子「補助金・助成金の手引き」をご提供します。（無料）

※①～④のサービス受付時間は、平日の10:00～17:00（土日、祝日、12/31～1/3を除きます。）となります。
 ※⑤のサービスの受付時間は24時間・年中無休となります。
 ※⑥のサービスは、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。
 ※電話番号については、日本興亜損保までお問い合わせください。

※社会保険労務士、弁護士または税理士に正式に委託される場合の費用や、実際の福利厚生制度導入費用はお客様のご負担となります。
 ※上記サービスのうち「①社会保険相談サービス、②法律相談サービス、③税務相談サービス、④福利厚生制度導入支援サービス、⑤水まわり・^{かぎ}鍵緊急サービス」は、株式会社プライムアシスタンスにサービスの運営実施を委託しています。
 ※上記のサービスは2013年5月現在のものです。一部のサービスについては、地域によってご利用できない場合やサービス内容が予告なく変更される場合、またはご利用を制限させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

物損害ユニット

事業所限定方式

※お支払いする保険金の内容、保険金をお支払いできない主な場合など、詳細はP6をご覧ください。

ご契約金額（保険金額）
1,000万円

●貴店所有の業務用の動産をまとめて補償!!

風災や水災などの自然災害に対しても従来の火災保険より補償内容が広がっています。

<p>例</p> <p>風災 雹災 雪災</p>	<p>従来の火災保険</p> <p>20万円未満の損害は補償の対象外</p>	→	<p>おみせのマスター</p> <p>20万円未満の損害でも実損害額を補償!</p>
<p>水災</p>	<p>従来の火災保険</p> <p>床上浸水などの損害状況の条件あり</p>	→	<p>おみせのマスター</p> <p>損害状況によらず実損害額*1を補償!</p>

*1ただし自己負担額(1万円)を差し引いてお支払いします。

●保険金のお支払いは再調達価額基準でお支払い!!

損害が発生した地および時における保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力、構造のものを再取得または再築するのに要する額を基準としてお支払いします。ただし、保険の対象が商品・製品などまたは貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品である場合は、時価（損害が発生した地および時における保険の対象の価額）が基準となります。

●業務用の現金の盗難についても1事故につき100万円まで補償!!

保険の対象

貴店所有の設備・什器等*1や商品・製品等*2が下記の場所（状態）にある場合に保険の対象となります。

対象敷地内*3		輸送中	一時持ち出し中	対象敷地内*3から20m以内に設置されている自動販売機、看板
店舗	野積み			

*1 設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。（以下同じです。）

*2 商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。（以下同じです。）

*3 指定した店舗が所在する敷地内をいいます。（以下同じです。）

補償内容

保険の対象に偶然な事故による損害が生じた場合に損害保険金をお支払いします。

※対象物件の種類・場所（上記「保険の対象」ご参照）によって補償対象となる事故種類が異なります。詳しくはP6をご覧ください。

保険金をお支払する例

<p>①火災、落雷、破裂・爆発</p> <p>事務所で火災が発生し、什器が焼失した。</p>	<p>②風災・雹災・雪災</p> <p>台風で事務所の看板が吹き飛ばされた。</p>	<p>③建物外部からの物体の衝突、飛来など</p> <p>お店に車が突っ込みこわされた。</p>	<p>④給排水設備に生じた事故による水濡れなど</p> <p>給水管が破裂し、商品が水濡れした。</p>	<p>⑤騒擾、労働争議など</p> <p>労働争議で設備、商品が壊された。</p>
<p>⑥盗難</p> <p>倉庫に泥棒が侵入し、商品が盗まれた。</p>	<p>⑦水災*</p> <p>大雨による洪水で事務所が水浸しとなった。</p>	<p>⑧電氣的・機械的事故*</p> <p>過電流で機械がこわれた。</p>	<p>⑨その他不測かつ突発的な事故*</p> <p>商品を搬入中に誤って落とし、こわしてしまった。</p>	<p>⑩業務用現金などの盗難*</p> <p>事務所の金庫に保管していた現金が盗まれた。（1事故につき100万円限度）</p>

*⑦から⑨までの損害については自己負担額（1万円）を差し引いてお支払いします。

休業ユニット

事業所限定方式

※お支払いする保険金の内容、保険金をお支払いできない主な場合など、詳細はP7をご覧ください。

ご契約金額（保険金額）
1,000万円
〔復旧期間12か月限度〕

●貴店所有の設備・什器等や商品・製品等が損害を受けた結果、貴店の営業が休止、阻害されたために生じる損失を補償!!

●事故後の復旧期間内に営業を継続するために必要となる代替の設備・什器等の賃貸費用などを補償!!

●食中毒や特定感染症による損失を補償!!

対象物件

下記 A ~ F の対象物件に損害が発生した結果、貴社の営業が休止または阻害されたために生じた損失などに対して保険金をお支払いします。

- A ご契約いただく事業所の設備・什器等や商品・製品等
- B 指定した事業所
- C 対象敷地内にあるA以外の財物
- D 対象敷地内に隣接するアーケードまたはアーケードに面する建物など
- E 対象敷地内へ通じる袋小路およびそれに面する建物など
- F 事業所に製品を供給する者などが日本国内で占有する財物

補償内容

保険金をお支払いする例

※対象物件の種類・場所（上記「対象物件」ご参照）によって補償対象となる事故種類が異なります。詳しくはP7をご覧ください。

①対象物件に損害が発生した結果生じた休業損失など

<p>火災、落雷、破裂・爆発</p> <p>事務所で火災が発生し、什器が焼失した。</p>	<p>風災・雹災・雪災</p> <p>台風で事務所の看板が吹き飛ばされた。</p>	<p>建物の外部からの物体の衝突、飛来など</p> <p>お店に車が突っ込みこわされた。</p>	<p>給排水設備に生じた事故による水濡れなど</p> <p>給水管が破裂し、商品が水濡れした。</p>
<p>盗難</p> <p>倉庫に泥棒が侵入し、商品が盗まれた。</p>	<p>水災</p> <p>大雨による洪水で事務所が水浸しとなった。</p>	<p>電氣的事故・機械的事故</p> <p>過電流で機械がこわれた。</p>	<p>その他不測かつ突発的な事故</p> <p>商品を搬入中に誤って落とし、こわしてしまった。</p>

②次の事由が発生した結果生じた休業損失など

<p>提供した食品が原因で食中毒が発生し、営業を一部休止し、利益が減少した。</p>	<p>事故により電気の供給が中断し、営業を一部休止した。</p>
--	----------------------------------

賠償ユニット

事業所限定方式

※お支払いする保険金の内容、保険金をお支払いできない主な場合など、詳細はP8をご覧ください。

ご契約金額(保険金額)

1億円

(自己負担額1万円)

- 賠償責任の解決のためのさまざまな費用も補償!!
- 借用建物の損壊に伴う賠償責任のほか、賃貸借契約に基づき借用建物を修理した場合の費用も補償!!
- 賠償責任解決のためのさまざまな費用も補償!!
- 次の損害についての賠償責任も補償!!

- 人格権侵害・宣伝障害
- 貴店製品が原因で納入先で不良品ができあがってしまったことについての損害(不良完成品)
- 見舞費用
- 損傷のない財物の使用不能損害、損傷した受託物などの使用不能損害
- 製造物など、それ自体の損害(他の財物の損害の原因となった場合)
- 加工などを目的として受託した財物(作業受託物)・レンタル品(賃借物)などの損壊

補償範囲

- 日本国内で発生した貴店の次の業務上の偶然な事故による**身体の障害・財物の損壊**に起因する法律上の損害賠償責任を補償します。

指定した事業所における施設・業務遂行リスク
指定した製造物(作業の結果)における製造物・完成作業リスク
受託物リスク
受託物自動車リスク(対象敷地内に保管される自動車)
指定した事業所が賃貸の場合の受託不動産リスク

- 日本国内で発生した貴店の指定した事業所の業務上の行為による**人格権侵害・宣伝障害**に起因する法律上の損害賠償責任を補償します。

補償内容

保険金をお支払いする例

施設リスク  フロアのタイルがはがれているのに気づかず、来訪者つまずいてケガをされた。	業務遂行リスク  お客様に出すお茶をこぼし、ヤケドを負わせてしまった。	製造物リスク  提供した飲食物が腐っていたために、お客様が食中毒になった。	受託物リスク  お客様からお預かりしたコートを盗まれた。
受託不動産リスク  火災により借りている建物に損害が生じた。	損傷のない財物の使用不能損害  爆発により看板が隣接する鉄道線路敷地内に落下したため、電車の運行ができなくなり鉄道会社の営業収益が減少した。	人格権侵害  お客様を万引犯と間違えてしまった。	

物損害ユニットの内容【事業所限定方式】

保険金の種類	お支払いする保険金の内容	保険金をお支払いできない主な場合												
①損害保険金	日本国内で発生した下表【補償内容】の「◎・○」印がある偶然な事故により保険の対象(設備・什器等や商品・製品等)に損害(注1)が生じた場合に、再調達価額(注2)を基準にお支払いします。修理可能な場合は、修理費または再調達価額のいずれか、低い額をお支払いします。(注3) (注1)ご契約者または記名被保険者が支出した損害防止費用のうち、必要または有益な費用の額を損害の額に含めます。 (注2)損害が発生した地および時における保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力、構造のものを再取得または再築するのに要する額をいいます。 (注3)保険の対象が商品・製品等または貴金属、宝石および宝石ならびに書画・骨董、彫刻物その他の美術品である場合は、時価*が基準となります。 *損害が発生した地および時における保険の対象の価額をいいます。 (お支払いする損害保険金の額は、1事故につき1,000万円が限度となります。)	<設備・什器等や商品・製品等の損害、通貨等の盗難に共通の事由> ●ご契約者、記名被保険者、保険金受取人またはその代理人の故意、重大な過失、法令違反による損害 ●地震、噴火、津波、戦争、核燃料物質などによる損害 ●対象敷地内から20mを超える場所に設置された看板、自動販売機および収容される商品の損害 ●自動販売機、両替機などに収容されている商品に生じた盗難による損害ただし機械と同時に損害が生じた場合、機械本体に明らかな外部からの盗難の形跡がある場合を除きます。 ●ゴルフネット、仮設の建物およびこれに収容される財物または建築中の屋外設備装置などに生じた風災・雹災・雪災の損害 ●日本国外で発生した事故 など <設備・什器等や商品・製品等に生じた不測かつ突発的な事故、電氣的・機械的の事故に適用される固有の事由> ●保険の対象の瑕疵、自然消耗、劣化、ボイラスケール、錆、腐、キャベテーション、ねずみ食い、虫食いなどによる損害 ●差押え、徴収、没収、破壊など国または公共団体の公権力によって生じた損害 ●製造中または加工中の損害 ●保険の対象のうち、管球類のみに生じた損害 ●汚損、すり傷などの単なる外形上の損傷で、機能に直接関係のない損害 ●詐欺、横領、置忘れ、紛失など ●楽器に生じた次の損害 a. 絃のみの切断、打楽器の打皮のみの破損 b. 音色・音質の変化 ●保険の対象が液体・粉体、気体などの流動体である場合の汚染、異物の混入、純度の低下、分離・復元が困難となるなどの損害 ●亀裂その他の瑕疵があったガラスに生じた損害および取付上の瑕疵によって取付後7日以内に生じたガラスの損害 ●ご契約者、記名被保険者、受取人の業務に従事する従業員の故意による損害 ●土地の沈下、隆起、移動その他これらに類似の地盤変動によって生じた損害 ●発酵、自然発熱の損害 ●風、雨、雪、雹、砂塵の吹込みまたは漏入 ●カード、ディスクなどの記録媒体に記録されているプログラム、データなどに生じた損害 など <商品・製品等に適用される固有の事由> ●冷凍・冷蔵装置、または設備の破壊・変調・機能停止に起因する温度変化によって生じた損害 ●万引き ●検品、梱卸しの際に見えられた数量不足 ●受渡しの過誤など ●電力の停止または異常な供給による損害 など <手形・小切手の盗難に適用される固有の事由> ●手形・小切手の盗難事故が発生した際に、次の措置をただちに取らなかった場合 a. 振出人・引受人・取引金融機関に対して盗難事故発生を通知を行い、支払いの停止を依頼すること。 b. 公示催告の申し立てを行い、所定の時期に除権判決の申し立てをすること。 c. 警察署などに届けて、盗難事故に関する証明書を取り付けること。 d. その他日本興亜損保の要求した手続きを行うこと。 ●手形・小切手の盗難事故が発生した際に生じた不渡損害・支払拒絶による損害、金利損害、価値の下落損害 など												
②物損害事故付随費用保険金	損害保険金をお支払いする事故に直接起因する次の費用の合計額を1事故につき1,000万円限度にお支払いします。													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>費用保険金</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>残存物取片づけ費用</td> <td>残存物の取づけに必要な取りこわし費用など</td> </tr> <tr> <td>修理付帯費用</td> <td>復旧にあたり必要となる損害の原因の調査費用、損害が生じた設備、装置を再稼働するために必要な点検費用、調整費用または試運転費用、迅速に復旧するための残業業務・深夜勤務などに対する割増賃金の費用など</td> </tr> <tr> <td>法令変更対応費用</td> <td>建築基準法や消防法などが変更されたことにより権限直前の状態に修理することができない場合の追加費用</td> </tr> <tr> <td>エコ対策費用</td> <td>復旧にあたり環境に資する製品(注4)に買い換える場合などの追加費用</td> </tr> <tr> <td>屋上緑化費用</td> <td>保険の対象と同時に貴社所有建物の外壁または屋根が損害を受けた場合に、環境対策の措置として当該建物を緑化するための費用</td> </tr> </tbody> </table> (注4) エコマークなどの環境ラベルの付いた製品などとなります。これら以外の製品については、取扱代理店または日本興亜損保にお問い合わせください。	費用保険金	内容	残存物取片づけ費用	残存物の取づけに必要な取りこわし費用など	修理付帯費用	復旧にあたり必要となる損害の原因の調査費用、損害が生じた設備、装置を再稼働するために必要な点検費用、調整費用または試運転費用、迅速に復旧するための残業業務・深夜勤務などに対する割増賃金の費用など	法令変更対応費用	建築基準法や消防法などが変更されたことにより権限直前の状態に修理することができない場合の追加費用	エコ対策費用	復旧にあたり環境に資する製品(注4)に買い換える場合などの追加費用	屋上緑化費用	保険の対象と同時に貴社所有建物の外壁または屋根が損害を受けた場合に、環境対策の措置として当該建物を緑化するための費用	
費用保険金	内容													
残存物取片づけ費用	残存物の取づけに必要な取りこわし費用など													
修理付帯費用	復旧にあたり必要となる損害の原因の調査費用、損害が生じた設備、装置を再稼働するために必要な点検費用、調整費用または試運転費用、迅速に復旧するための残業業務・深夜勤務などに対する割増賃金の費用など													
法令変更対応費用	建築基準法や消防法などが変更されたことにより権限直前の状態に修理することができない場合の追加費用													
エコ対策費用	復旧にあたり環境に資する製品(注4)に買い換える場合などの追加費用													
屋上緑化費用	保険の対象と同時に貴社所有建物の外壁または屋根が損害を受けた場合に、環境対策の措置として当該建物を緑化するための費用													
③通貨等盗難損害保険金	対象施設内に収容中または一時持ち中の状態にある業務用現金(注5)・手形・小切手など、または預貯金証書などの盗難による損害が生じた場合、1事故につき100万円を限度にお支払いします。 (注5) 対象敷地内から20m以内に設置の自動販売機内収容を含みます。													

【補償内容】

◎：お支払いします。自己負担額はありません。 ○：自己負担額(1万円)を控除してお支払いします。 ×：お支払いできません。

No.	事故の種類	対象敷地内		輸送中・一時持ち出し中・20m以内の看板など
		対象建物内	左記以外(野積みなど)	
①	火災、落雷、破裂・爆発	◎	◎	◎
②	風災・雹災・雪災	設備・什器等	◎	◎
		商品・製品等	◎	×
③	建物の外部からの物体の衝突、飛来など	◎	◎	◎
④	給排水設備に生じた事故による水濡れなど	◎	◎	◎
⑤	騒擾、労働争議など	◎	◎	◎
⑥	盗難	◎	×	◎
⑦	水災	設備・什器等	○	×
		商品・製品等	○	×
⑧	電氣的事故、機械的の事故	○	×	○
⑨	その他不測かつ突発的な事故	○	×	○

【ご注意】 保険の対象にならない物

次の物は保険の対象となりません。
 ●建物 ●自動車 ●船舶 ●航空機 ●動物・植物 ●貴金属・宝石・美術品で1組の価額が30万円を超える物 など
 ※建物は火災保険、自動車・原動機付自転車は自動車保険を別途ご手配ください。

休業ユニットの内容【事業所限定方式】

保険金の種類	お支払いする保険金の内容	保険金をお支払いできない主な場合
①休業損失保険金	日本国内で発生した下表【補償内容】の「◎・○・△」印がある偶発的な事故または事由によって対象物件に損害が発生した結果、貴店の営業が休止または阻害されたために損失などが生じた場合、次の額をお支払いします。 (ただし、事故の種類により、事故発生当日分の休業損失はお支払いの対象外となる場合があります。) 復旧期間内の喪失利益(収益減少額×利益率)と収益減少防止費用(注1)の合計額から復旧期間内に支払いを免れた費用を差し引いた額をお支払いします。(注2) お支払いする休業損失保険金の額は、1事故につき1,000万円が限度となります。 (注1)標準売上高*に相当する額の減少の発生および拡大を防止するために補償期間内*2に生じた必要かつ有益な費用のうち、通常要する費用を超える額をいいます。ただし、損害防止費用は含まれません。 *1 事故発生直前12か月のうち復旧期間に相当する期間の売上高をいいます。 *2 保険金支払の対象となる期間で、特に定めのない場合事故が発生した時に始まります。ただし、12か月を限度とします。 (注2) 保険金のお支払対象となる復旧期間は、いかなる場合も12か月までとなります。	<共通の事由> ●ご契約者、記名被保険者、保険金受取人またはその他の代理人の故意、重大な過失、法令違反 ●地震、噴火、津波、戦争、核燃料物質など ●復旧・営業の継続に対する妨害 ●差押え、徴発、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使 ●供給者などの倒産 ●自動販売機、両替機などの機械に収容されている商品に生じた盗難 ただし、機械と同時に損害が生じた場合、機械本体に明らかな外部からの盗難の形跡がある場合を除きます。 ●対象敷地内から20mを超える場所に設置された看板、自動販売機および収容される商品の損害 など <対象物件に生じた次の損害による損失など> ●次の財物に生じた風災・竜巻・雷災の事故により生じた損害 a.ゴルフネットならびに仮設の建物およびこれに収容される設備・什器等および商品・製品等 b.建築中の屋外設備・装置 c.棧橋、護岸、付属設備装置、海上に所在する設備装置 <設備・什器等商品・製品等に生じた不測かつ突発的な事故、電氣的、機械的事故に適用される固有の事由> ●対象物件の瑕疵、自然の摩滅、消耗、劣化、ボイラスケール、性質による蒸れ、腐敗、錆、黴、キャビテーション、ねずみ喰い、虫喰い ●製造中、加工中の損害 ●管球類のみに生じた損害 ●汚損、すり傷などの単なる外形上の損傷で、機能に直接関係のない損害 ●詐欺または横領によって生じた損害 ●対象物件の置忘れ、紛失 ●自動販売機、両替機などの機械の故障または変調もしくは乱調に起因して、それらに収容されている商品が規定量または規定額以上に出ることによって生じた損害 ●対象物件である楽器に生じた次の損害 a.絃のみの切断または打楽器の打皮のみの破損 b.音色または音質の変化 ●対象物件が液体、粉体、気体などの流動体である場合の汚染、異物の混入、純度の低下などの損害 ●ご契約者、記名被保険者、保険金受取人の業務に従事する従業員の故意によって生じた損害 ●土地の沈下、隆起、移動などの地盤変動によって生じた損害 ●発酵または自然発熱の損害 ●風、雨、雪、雹もしくは砂塵の吹込みまたはこれらのものの漏入によって生じた損害 ●テープ、カード、ディスク、ドラムなどの記録媒体に記録されているプログラム、データなどに生じた損害 など <対象物件である商品・製品等に生じた次の損害による損失など> ●冷凍・冷蔵装置または設備の破壊・変調、機能停止に起因する温度変化によって生じた損害 ●万引きによって生じた損害 ●検品、梱包の際に発見された数量不足による損害 ●対象物件の受け渡しの過誤などによる損害 ●電力の停止または異常な供給によって商品・製品等のみに生じた損害 など <次の事由により生じた対象敷地内などでの漏水、放水、溢水> ●土地の沈下、隆起、移動などの地盤変動 ●屋根、扉、戸、窓、通風口などからの雨または雪などの吹込み ●ご契約者、記名被保険者の従業員の故意 ●修理、清掃などの作業上の作業の過失・技術の拙劣 など ●ご契約者、記名被保険者の従業員の故意によって生じた対象敷地内などでの異常事態など <次に掲げる事由によって生じたユーティリティ・商品流通管理システムの中断> ●ユーティリティなどの能力を超える利用または他の利用者による利用の優先 ●賃貸借契約などの契約または各種の免許の失効、解除または中断 ●労働争議 ●脅迫行為 ●水源の汚染、濁水または水不足 ●脅迫または恐喝などによる営業妨害によって生じた食中毒・特定感染症の発生など
②営業継続費用保険金	補償プランに応じ、日本国内で発生した下表【補償内容】の「◎・○」印がある偶発的な事故または事由によって対象物件が損害を受けた結果生じた、貴店の営業を継続するために必要な仮店舗の賃借料などの追加費用に対して1回の事故につき500万円を限度にお支払いします。(注3) 保険金のお支払対象となる復旧期間は、いかなる場合も12か月までとなります。	など

【補償内容】

①次の事故により損害を受けた結果生じた休業損失など

◎:事故が発生した当日分から休業損失、営業継続費用をお支払いします。○:事故が発生した翌日分から休業損失をお支払いします。(営業継続費用は当日分からお支払いします。)×:お支払いできません。

事故の種類	貴店所有の設備・什器等や商品・製品等(P.4【対象物件】A)			建物、アーケードなどP.4【対象物件】B~Fに掲げる財物
	対象建物内	左記以外(野積みなど)	輸送中・一時持ち出し中	
火災、落雷、破裂・爆発	◎	◎	◎	◎
風災・竜巻・雷災	○	○*	○*	○
建物の外部からの物体の衝突、飛来など	◎	◎	◎	◎
給排水設備に生じた事故による水濡れなど	◎	◎	◎	◎
騒擾、労働争議など	◎	◎	◎	◎
盗難	◎	×	◎	◎
水災	○	×	○*	○
電氣的事故、機械的事故	○	×	○	○
その他不測かつ突発的な事故	○	×	○	○

* 商品・製品等についてはお支払いできません。

②次の事由が発生した結果生じた休業損失など

○:事由が発生した翌日分から休業損失をお支払いします。(営業継続費用は当日分からお支払いします。)

△:事由が発生した翌日分から休業損失をお支払いします。また、営業継続費用はお支払いできません。

対象敷地内または対象敷地内に隣接する建物・道路に生じた漏水・放水・溢水	○
対象敷地内または対象敷地内に隣接する建物・道路における犯罪などの異常事態	○
不測かつ突発的な事由による電気・ガス・水道・電話などのユーティリティの中断	○
不測かつ突発的な事由による商品流通管理システムの中断	○
対象施設における食中毒の発生または対象施設で製造・販売した食品に起因する食中毒の発生(ただし、保健所に届出のあったものに限ります。)	△
対象施設における「O-157」「SARS」などの特定感染症の発生(ただし、保健所に届出のあったものに限ります。)	△
対象施設が食中毒・特定感染症の原因となる病原体に汚染された疑いがある場合の保健所などによる消毒などの措置	△

【ご注意】 保険の対象にならない物

●建物 ●自動車 ●船舶 ●航空機 ●動物・植物 ●貴金属・宝石・美術品で1組の価額が30万円を超える物 など

賠償ユニットの内容【事業所限定方式】

保険金の種類	お支払いする保険金の内容	保険金をお支払いできない主な場合
①損害賠償金など	日本国内で発生した次の損害に起因して、法律上の損害賠償責任を負担されることによる被害に起因して、法律上の損害賠償責任を負担することによって被害に起因してお支払いします。(1事故につき1万円を自己負担いただきます。)(いずれの場合も①~④の合計額は、ご契約期間(保険期間)を通じて1億円が限度となります。)	<身体の障害・財物の損壊に関する事由> ●ご契約者、記名被保険者、これらの代理人、その他の被保険者の故意 ●地震、噴火、津波、洪水、戦争、核燃料物質による事故 ●環境汚染(突発的な事故による汚染物質の流出などを除きます。) ●約定または合意によって加えられた損害賠償責任 ●記名被保険者の業務上の事故により被保険者が被った身体の障害に対して負担する損害賠償責任 ●記名被保険者の所有物の財物の損壊 ●日本国外で発生した身体の障害、財物の損壊 ●弁護士、医師、建築士などの業務(資格の有無を問いません。) ●アスベスト(石綿)に起因する事故 など 施設・業務遂行に関する固有の事由 ●航空機、自動車、車両(原動力がもたら人力であるものを除きます。)、または銃器の所有・使用・管理に起因する事故(貨物の積込みまたは積卸し作業に起因する事故、対象敷地内での車両または構内専用車の所有・使用・管理に起因する事故を除きます。) ●施設外にある船舶の所有・使用・管理に起因する事故(貨物の積込みまたは積卸し作業に起因する事故を除きます。) ●塵埃または騒音に起因する損害 ●基礎工事、地下工事、または土地の掘削工事に起因する土地の沈下、隆起、振動、土砂崩れ、土砂の流出・流入などによる財物の損壊 ●記名被保険者の施設から公共水域への石油物質の流出による財物の損壊 ●石油拡散防止費用について負担する賠償責任 ●記名被保険者によってまたは記名被保険者のために記名被保険者以外の者によってなされた約定または合意に基づく債務の不履行に起因する滅失、損傷、汚損の発生していない財物の使用不能損害 など 製造物・完成作業に関する固有の事由 ●故意または重大過失により法令に違反して製造、販売した製品および法令に違反して行った作業の結果 ●記名被保険者の製品等のみに生じた財物の損壊 ●回収措置を講じるための費用に対して負担する損害賠償責任 ●身体の障害、財物の損壊の発生防止・抑制などを効能・性能とした製品などがその設計上、表示上の不備などにより効能などを発揮できなかったことにより生じた身体の障害、財物の損壊に対して負担する損害賠償責任 など 受託物に関する固有の事由 ●ご契約者、被保険者、被保険者の代理人が行い、または加担した受託物の盗取または詐欺 ●受託物の瑕疵、自然の消耗、腐敗、鼠喰い、虫喰いなどや自然発火、自然爆発による財物の損壊 ●屋根、扉、戸、窓、通風筒などから入る雨、雪などによる財物の損壊 ●貨幣・紙幣、有価証券、宝石、貴金属、美術品、骨董品、設計書などの財物の損壊 など 受託自動車に関する固有の事由 ●ご契約者、被保険者、被保険者の代理人が行い、または加担した受託自動車の盗取または詐欺 ●受託自動車の瑕疵、自然の消耗、腐敗、ねずみ喰い、虫喰いなどや自然発火、自然爆発による財物の損壊 ●屋根、扉、戸、窓、通風筒などから入る雨、雪などによる財物の損壊 ●委託者に引き渡された後に発見された受託自動車の財物の損壊 ●ご契約者、被保険者の代理人または被保険者の同居の親族が業務外の目的に使用する受託自動車に発生した財物の損壊 ●加工の拙劣または仕上不良などによって受託自動車に発生した財物の損壊(火災、爆発による場合を除きます。) ●法令に定められた運転資格、操縦資格を持たない者、または酒に酔った運転手または操縦者によって運転・操縦されている間に受託自動車に生じた財物の損壊 など 借用建物(受託不動産)に関する固有の事由 ●改築、増築、取りこわしなどの工事に起因して借用建物に発生した財物の損壊 ●汚損、すり傷、塗料のはがれなどの単なる外観上の損傷であって、借用建物の機能に直接影響のない財物の損壊 ●借用建物に生じた煙または臭気などの付着による財物の損壊 ●貸主に引き渡した後に発見された借用建物の財物の損壊 など <人格権侵害・宣伝障害に関する事由> ●被保険者の犯罪行為 ●採用・雇用または解雇に関する行為 ●広告宣伝、放送、出版などを業とする被保険者による行為 ●契約違反 ●宣伝された品質または性能に商品、製品またはサービスが適合しない場合 ●商品、製品またはサービスの価格表示誤り ●日本国外で発生した人格権侵害・宣伝障害 など <建具などの修理に関する事由> ●管理を委託された者または記名被保険者と生計を共にする同居の親族の故意によって生じた損害 ●借用施設の瑕疵、自然の摩滅、消耗、劣化、ボイラスケール、性質による蒸れ、腐敗、錆、キャビテーション、ねずみ喰い、虫喰い ●借用施設の管球類のみに生じた損害 ●汚損、すり傷、塗料のはがれなどの単なる外観上の損傷であって、借用施設の機能に直接関係のない損害 ●借用施設に生じた煙または臭気などの付着の損害 など
②損害防止費用*3	事故が発生した場合に損害賠償請求に起因して日本興亜損保の承認なしに示談した場合には、損害賠償金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。	
③権利保全費用*3	被保険者が第三者に対して損害賠償請求権を有する場合において、被保険者が支出したその権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用をお支払いします。	
④賠償事故付随費用*3	損害賠償金をお支払いする対象事故に直接起因して発生する下表の費用をお支払いします。(事前に日本興亜損保の書面による同意または承認が必要です。)	
⑤見舞費用*3	費用の種類	費用の内容
	初期対応費用	事故が発生した場合に日本興亜損保の承認を得て支出する初期対応のための費用(事故現場保存費用、事故原因調査費用、事故現場片づけ費用など)
⑥建具等修理費用保険金*3	争訟費用	賠償責任の解決のために日本興亜損保の書面による同意を得て支出する訴訟費用、弁護士報酬など
	争訟対応費用	賠償責任の解決のために日本興亜損保の書面による同意を得て支出する意見書・鑑定書作成費用など
⑦協力費用	協力費用	日本興亜損保が損害賠償請求の解決にあたる場合に、日本興亜損保の請求に応じて貴社がこれに協力するために支出する費用
	見舞費用	対人・対物事故が発生した場合に日本興亜損保の書面による同意を得て支出した見舞金、見舞品の購入費用などについて、1事故につき被害者1名あたり2万円限度にお支払いします。
⑧建具等修理費用保険金*3	お申込み時に指定された事業所が借用の場合、その事業所建物に損害が生じた際に、家主との契約に基づいて自己の費用で修理した場合の費用について、1事故につき1,000万円限度にお支払いします。	

【ご注意】

●個人情報や漏えいしたことによる賠償責任は対象となりません。

年間保険料表

【業種区分および加入コースが変更されておりますのでご注意ください。】

本年度より業種区分および加入コースが次のとおり変更されています。継続加入の店舗は、業種区分および加入コースをあらためてご確認いただいた上でご加入ください。

前年度 ■業種区分：飲食業② ■加入コース：B	→	本年度 ■業種区分：飲食業③ ■加入コース：C	前年度 ■業種区分：飲食業③ ■加入コース：C	→	本年度 ■業種区分：飲食業② ■加入コース：B
-------------------------------	---	-------------------------------	-------------------------------	---	-------------------------------

業種区分	加入コース	業種例
飲食業①	A	レストラン、食堂、居酒屋、喫茶店、ピヤホール、漫画喫茶 など
飲食業②	B	仕出、弁当、給食、惣菜小売 など
飲食業③	C	スナック、バー、キャバレー、ナイトクラブ など

- ・年間売上高は100万円単位でご申告ください。(100万円未満は切捨てとなります。)
- ・年間売上高(消費税込み)はご加入時点における直近会計年度(ご契約時点で把握できる最新の会計年度)の数値でお申し込みください。
- ・正しいご申告をいただきませんと、ご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。

年間売上高(消費税込み) (100万円単位・100万円未満は切捨)	年間保険料		
	加入コースA(飲食業①)	加入コースB(飲食業②)	加入コースC(飲食業③)
200万円未満	16,490円	6,740円	31,060円
200万円以上300万円未満	18,260円	8,720円	35,660円
300万円以上400万円未満	20,020円	10,700円	40,270円
400万円以上500万円未満	21,800円	12,680円	44,870円
500万円以上600万円未満	23,570円	14,670円	49,470円
600万円以上700万円未満	25,350円	16,650円	54,060円
700万円以上800万円未満	27,130円	18,630円	58,670円
800万円以上900万円未満	28,900円	20,610円	63,280円
900万円以上1000万円未満	30,660円	22,600円	67,870円
1,000万円以上1,100万円未満	32,440円	24,580円	72,470円
1,100万円以上1,200万円未満	34,150円	26,500円	76,920円
1,200万円以上1,300万円未満	35,860円	28,420円	81,390円
1,300万円以上1,400万円未満	37,550円	30,350円	85,840円
1,400万円以上1,500万円未満	39,270円	32,270円	90,300円
1,500万円以上1,600万円未満	40,970円	34,190円	94,760円
1,600万円以上1,700万円未満	42,680円	36,110円	99,200円
1,700万円以上1,800万円未満	44,390円	38,040円	103,670円
1,800万円以上1,900万円未満	46,090円	39,960円	108,120円
1,900万円以上2,000万円未満	47,790円	41,890円	112,580円
2,000万円以上2,100万円未満	49,510円	43,800円	117,030円
2,100万円以上2,200万円未満	51,210円	45,730円	121,480円
2,200万円以上2,300万円未満	52,920円	47,650円	125,950円
2,300万円以上2,400万円未満	54,620円	49,570円	130,400円
2,400万円以上2,500万円未満	56,330円	51,490円	134,860円
2,500万円以上2,600万円未満	58,030円	53,420円	139,310円
2,600万円以上2,700万円未満	59,740円	55,340円	143,760円
2,700万円以上2,800万円未満	61,450円	57,270円	148,220円
2,800万円以上2,900万円未満	63,150円	59,190円	152,680円
2,900万円以上3,000万円未満	64,850円	61,120円	157,140円
3,000万円以上3,100万円未満	66,570円	63,040円	161,590円
3,100万円以上3,200万円未満	68,270円	64,960円	166,050円
3,200万円以上3,300万円未満	69,980円	66,880円	170,500円
3,300万円以上3,400万円未満	71,680円	68,810円	174,960円
3,400万円以上3,500万円未満	73,390円	70,730円	179,420円
3,500万円以上3,600万円未満	75,090円	72,650円	183,870円
3,600万円以上3,700万円未満	76,810円	74,580円	188,340円
3,700万円以上3,800万円未満	78,510円	76,510円	192,780円
3,800万円以上3,900万円未満	80,220円	78,430円	197,240円
3,900万円以上4,000万円未満	81,930円	80,350円	201,690円
4,000万円以上4,100万円未満	83,630円	82,270円	206,150円
4,100万円以上4,200万円未満	85,340円	84,200円	210,620円
4,200万円以上4,300万円未満	87,040円	86,120円	215,070円
4,300万円以上4,400万円未満	88,760円	88,040円	219,520円
4,400万円以上4,500万円未満	90,450円	89,970円	223,970円
4,500万円以上4,600万円未満	92,160円	91,900円	228,430円
4,600万円以上4,700万円未満	93,870円	93,820円	232,890円
4,700万円以上4,800万円未満	95,580円	95,740円	237,350円
4,800万円以上4,900万円未満	97,280円	97,660円	241,800円
4,900万円以上5,000万円未満	98,990円	99,590円	246,250円
5,000万円以上5,100万円未満	100,690円	101,510円	250,710円

- ・年間売上高は100万円単位でご申告ください。(100万円未満は切捨てとなります。)
- ・年間売上高(消費税込み)はご加入時点における直近会計年度(ご契約時点で把握できる最新の会計年度)の数値でお申し込みください。
- ・正しいご申告をいただきませんと、ご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。

年間売上高(消費税込み) (100万円単位・100万円未満は切捨)	年間保険料		
	加入コースA(飲食業①)	加入コースB(飲食業②)	加入コースC(飲食業③)
5,100万円以上5,200万円未満	102,330円	103,380円	255,020円
5,200万円以上5,300万円未満	103,980円	105,250円	259,340円
5,300万円以上5,400万円未満	105,620円	107,130円	263,640円
5,400万円以上5,500万円未満	107,250円	108,990円	267,950円
5,500万円以上5,600万円未満	108,900円	110,860円	272,270円
5,600万円以上5,700万円未満	110,540円	112,730円	276,580円
5,700万円以上5,800万円未満	112,170円	114,610円	280,890円
5,800万円以上5,900万円未満	113,810円	116,470円	285,200円
5,900万円以上6,000万円未満	115,450円	118,340円	289,510円
6,000万円以上6,100万円未満	117,090円	120,200円	293,830円
6,100万円以上6,200万円未満	118,730円	122,080円	298,140円
6,200万円以上6,300万円未満	120,380円	123,950円	302,450円
6,300万円以上6,400万円未満	122,020円	125,820円	306,750円
6,400万円以上6,500万円未満	123,650円	127,690円	311,070円
6,500万円以上6,600万円未満	125,300円	129,560円	315,380円
6,600万円以上6,700万円未満	126,940円	131,430円	319,690円
6,700万円以上6,800万円未満	128,570円	133,300円	324,010円
6,800万円以上6,900万円未満	130,220円	135,170円	328,310円
6,900万円以上7,000万円未満	131,850円	137,050円	332,620円
7,000万円以上7,100万円未満	133,490円	138,910円	336,940円
7,100万円以上7,200万円未満	135,140円	140,780円	341,250円
7,200万円以上7,300万円未満	136,780円	142,660円	345,550円
7,300万円以上7,400万円未満	138,420円	144,530円	349,870円
7,400万円以上7,500万円未満	140,050円	146,400円	354,180円
7,500万円以上7,600万円未満	141,700円	148,260円	358,490円
7,600万円以上7,700万円未満	143,330円	150,140円	362,810円
7,700万円以上7,800万円未満	144,970円	152,010円	367,110円
7,800万円以上7,900万円未満	146,620円	153,880円	371,420円
7,900万円以上8,000万円未満	148,250円	155,750円	375,740円
8,000万円以上8,100万円未満	149,890円	157,620円	380,050円
8,100万円以上8,200万円未満	151,540円	159,490円	384,360円
8,200万円以上8,300万円未満	153,180円	161,360円	388,670円
8,300万円以上8,400万円未満	154,820円	163,230円	392,980円
8,400万円以上8,500万円未満	156,460円	165,110円	397,290円
8,500万円以上8,600万円未満	158,100円	166,970円	401,610円
8,600万円以上8,700万円未満	159,730円	168,840円	405,920円
8,700万円以上8,800万円未満	161,370円	170,710円	410,220円
8,800万円以上8,900万円未満	163,020円	172,590円	414,540円
8,900万円以上9,000万円未満	164,650円	174,460円	418,850円
9,000万円以上9,100万円未満	166,290円	176,330円	423,160円
9,100万円以上9,200万円未満	167,940円	178,190円	427,470円
9,200万円以上9,300万円未満	169,580円	180,070円	431,780円
9,300万円以上9,400万円未満	171,220円	181,940円	436,100円
9,400万円以上9,500万円未満	172,860円	183,810円	440,410円
9,500万円以上9,600万円未満	174,490円	185,680円	444,720円
9,600万円以上9,700万円未満	176,130円	187,550円	449,030円
9,700万円以上9,800万円未満	177,780円	189,410円	453,340円
9,800万円以上9,900万円未満	179,420円	191,280円	457,640円
9,900万円以上1億円未満	181,050円	193,150円	461,970円

※年間売上高1億円以上のお店の保険料に関しましては、日本興亜損保または取扱代理店までお問い合わせください。

＜保険料例＞

業種：レストラン
売上高：3,550万円の場合

○レストランの業種区分は「飲食業①」のため、加入コースは『A』となります。

○売上高は『3,500万円』になります。

○よって、保険料は『75,090円』となります。

◇この書面は事業活動の安心保険「ビジネスマスター」の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報および特にご注意いただきたい情報（お客様にとって不利益になる事項など）を記載したものです。
 ◇この保険は、ご契約者である団体が、その団体の構成員の加入依頼に基づき、構成員などを被保険者（保険の補償を受けられる方）として締結する団体契約です。ご加入の前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえ、お申し込みいただけますようお願い申し上げます。
 ◇この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。この保険の商品の仕組み、補償内容（保険金をお支払いする場合、被保険者の範囲、保険金をお支払いできない場合、お支払いする保険金の範囲など）などについては、「パンフレット」などこの保険の各種ご案内を必ずご確認ください。また、ご不明な点につきましては、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

◎ご加入いただける方の範囲について

○この保険は、あらかじめ団体により認められた範囲の方（その団体の構成員など）以外ご加入になれません。ご加入の際は、ご加入いただける方の範囲をパンフレットなどにて必ずご確認ください。
 ○退職などにより、加入依頼人または被保険者がご加入いただける方の範囲外となられた場合は、必ずパンフレットなどに記載のお問合せ先にご連絡ください。

◎保険金をお支払いできない主な場合

○パンフレットなどにてご確認ください。

◎保険責任開始期

○保険責任はご契約期間の初日の午後4時に開始します。

◎引受条件（ご契約金額）

○ご契約金額（保険金額）は、ユニットごとに1回の事故でお支払いする保険金の限度額を、パンフレットなどでご確認ください。

◎告知義務・通知義務など

1. ご加入時における注意事項（告知義務）

- 告知義務について
 - ご加入時には、「（2）告知事項の範囲」に記載の告知事項について、事実を正確にお申し出ください。 ○お客様（加入依頼人）または被保険者には、告知事項について事実を正確に申し出いただく義務（告知義務）があります。告知事項の内容に誤りがないよう十分にご注意ください。
- 告知事項の範囲
 - この保険の告知事項は、次の事項となります。

○記名被保険者 ○業務の内容 ○対象施設の名称・所在地 ○直近会計年度の売上高*1 ○他の保険契約など*2

- *1 直近会計年度の売上高につきましては、消費税込みの金額をご申告ください。
 - *2 同一の保険の対象について締結された他の保険契約または共済契約をいいます。
- 告知義務違反による解除および免責
 - 告知事項の内容が事実と相違している場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。
 - ご契約を解除させていただいた場合は、解除前に発生していた事故による損害に対しても保険金をお支払いできないことがあります。

2. ご加入後における注意事項（通知義務など）

- 通知義務について
 - ご加入後に「（2）通知事項の範囲」に記載の通知事項に該当する事実が発生した場合には、日本興亜損保までご連絡ください。 ○通知事項に該当する事実が発生した場合には、お客様（加入依頼人）または被保険者には、日本興亜損保に対して遅滞なくご連絡いただく義務（通知義務）があります。通知漏れがないよう十分にご注意ください。
- 通知事項の範囲
 - この保険の通知事項は次の事項となります。
 - 前記「告知事項」の内容*に変更を生じさせる事実が発生したこと。 *他の保険契約などに関する事項を除きます。
- 通知義務違反による免責および解除について
 - 通知事項に該当する事実が発生した場合において、通知事項について遅滞なく日本興亜損保に対してご連絡いただかなかった場合には、保険金をお支払いできないことやご契約を解除させていただくことがあります。
- 通知事項にかかわる追加保険料について
 - 通知事項に該当する事実が発生した場合には、日本興亜損保は契約内容の変更に伴い追加保険料を請求させていただくことがあります。追加保険料をお払いいただけない場合は、事故の際に保険金をお支払いできないことや、ご契約を解除させていただくことがあります。
- 当会社の引受範囲について
 - この保険契約では、ご加入後に通知事項に該当する事実が発生したことによって当会社が引き続き保険契約をお引き受けできなくなる、引受範囲の制限はありません。
- 通知事項以外のご契約条件の変更について
 - ご契約期間（保険期間）の途中でご契約条件を変更（ご契約金額の増額・減額や特約の中途でのセット・中途での削除など）される場合には、日本興亜損保まで書面によりご連絡ください。
 - ご契約条件の変更の際には、ご契約条件の変更前の保険料と変更後の保険料との差額に基づき計算した保険料を返還または請求させていただくことがあります。
 - 追加保険料が生じる場合において、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、変更前のご契約条件により、保険金をお支払いすることとなります。

◎ご加入時・ご加入後にご注意いただきたいこと

- 保険料のお払込みについて
 - 保険料（一時払以外の場合は第1回分割保険料）は、ご契約者と日本興亜損保との間で約定した所定の方法および期日に従いお払い込みください。なお、所定の方法および期日に従ったお払込みがない場合は、ご契約期間の初日以降でも、取扱代理店または日本興亜損保が保険料を領収する前に生じた事故に対しては、保険金をお支払いできません。
- お客様（加入依頼人）以外の方を被保険者とする保険契約について
 - お客様（加入依頼人）と記名被保険者が異なる場合は、「重要事項説明書」の内容をその方にもお読みいただくようお願い申し上げます。
- 加入者証は大切に保管してください
 - 加入者証はご契約後にお客様（加入依頼人）宛てにお届けします。内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- 保険契約の無効について
 - ご契約の際に、ご契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって、契約された場合には、このご契約は無効（このご契約のすべての効力が、契約時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。）となります。
 - ご契約が無効となった場合には、既にお払い込みいただいた保険料は返還いたしません。

◎解約と解約返れい金

○ご契約を解約（団体保険契約からの脱退）される場合は、取扱代理店または日本興亜損保までお申し出ください。
 ○解約（団体保険契約からの脱退）の際には、既に経過したご契約期間（保険期間）に対する保険料と既にお払い込みいただいた保険料に応じて、保険料を返還または請求させていただきます。

◎保険契約が解除となる場合について

- 次の①から⑥までの場合には、お客様（加入依頼人）に対する書面によるご連絡により、ご契約を解除させていただく場合がありますので、ご注意ください。
- 告知義務違反があった場合
 - 通知事項に該当する事実があった場合で、遅滞なくご連絡をいただかなかった場合
 - 日本興亜損保に保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合（生じさせようとした場合を含みます。）
 - 告知事項の訂正または通知事項により生じた追加保険料が相当に期間内に払い込まなかった場合
 - このご契約の保険金の請求について詐欺を行った場合（行おうとした場合を含みます。）
 - お客様（加入依頼人）または被保険者と日本興亜損保との信頼関係が損なわれ、このご契約の存続が困難となる重大な事由が生じた場合
- 解除に際しては、既に経過したご契約期間（保険期間）に対する保険料と既にお払い込みいただいた保険料に応じて、保険料を返還または請求させていただきます。

◎事故が発生した場合のお手続き

- ただちにご連絡ください。
 万一事故が発生した場合には、取扱代理店または事故受付センターへただちにご連絡ください。ただちにご連絡をいただけないと、保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。また、ご連絡の際には、事故の状況とあわせて、同種の補償を行う他の保険契約などの有無および内容についてもご連絡ください。
 ・取扱代理店（ご連絡先は、ご契約後にお届けする加入者証に記載しています。）
 〇120-250-119【受付時間：24時間×365日】

- 必ずご相談ください。
 損害賠償請求権者（被害者）からの損害賠償請求に対して、被保険者（この保険の補償を受けられる方）がその全部または一部を承認される場合には、必ず事前に日本興亜損保にご連絡ください。もし日本興亜損保の承認なしに示談されると、保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。
- 事故の解決のために取扱代理店および日本興亜損保が行う手続きおよび援助について
 事故が起きた場合には、取扱代理店および日本興亜損保は、被保険者（この保険の補償を受けられる方）と損害賠償請求権者（被害者）との示談交渉に関するご相談の受け付けなど、事故解決のためのお手伝いをいたします。ただし、取扱代理店および日本興亜損保は、損害賠償請求権者（被害者）との示談交渉をお引き受けすること（示談代行）はできませんのでご了承ください。

- 保険金請求に必要な書類について
 ○事故のご連絡をいただいた場合には、取扱代理店または日本興亜損保より保険金請求手続き（保険金請求に際してご提出いただく書類、請求できる保険金の種類など）に関してご案内いたします。
 ○日本興亜損保にご提出いただく保険金請求書類は、下表の書類のうち日本興亜損保がご提出をお願いするものです。

ご提出いただく書類	書類の例	
1. 保険金請求の意思確認または保険金請求権の確認のために必要な書類	保険金請求書、戸籍謄本（除籍謄本）、印鑑証明書、委任状、住民票	など
2. 事故日時、事故状況および事故原因などの確認のために必要な書類	事故状況報告書、損害状況報告書、罹災証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書、事故証明書 主務官庁・公的機関などへの届出（写）	など
3. 損害の範囲または損害の額を算出するために必要な書類	物損害ユニットにお修理見積書（請求書）、写真、領収書、図面（写）、動産損害申告書 休業ユニットにおける損害を対象とする場合 費用の支出を示す領収証、請求書、費用明細書、売上高など営業状況を示す帳簿（写） 診断書、入通院申告書、治療費領収証、休業損害証明書、所得を証明する書類、源泉徴収票、修理見積書（請求書）、写真、領収証、図面（写）、復旧通知書、動産損害申告書、契約書（写）、賃貸借契約書（写）、売上高など営業状況を示す帳簿（写）	など
4. 保険の対象の所有者を確認するために必要な書類	固定資産台帳（写）、売買契約書（写）	など
5. 公の機関や関係先への調査のために必要な書類	個人情報の取扱に関する同意書	など
6. 日本興亜損保が支払うべき保険金の額を算出するために必要な書類	他の保険金などの保険金支払内容を記載した支払内訳書、第三者への損害賠償請求書	など
7. 質権設定がある契約で保険金請求者を確認するために必要な書類	保険金直接支払承諾書、債権額現在高通知書、証	など

- 賠償責任補償条項（賠償ユニット）における保険金のお支払いについて
 ○この保険でお支払いする保険金のうち損害賠償金については、次の①または②の場合にお支払いします。
 ①被保険者（この保険の補償を受けられる方）が損害賠償請求権者（被害者）に対して、損害を賠償された場合。ただし、賠償された金額を限度として保険金をお支払いします。
 ②被保険者（この保険の補償を受けられる方）が損害賠償請求権者（被害者）に対して、損害を賠償される前である場合には、次のアからウまでのとき。
 ア. 日本興亜損保から損害賠償請求権者（被害者）に対して直接保険金をお支払いすることを、被保険者（この保険の補償を受けられる方）が指図されたとき。
 イ. 損害賠償請求権者（被害者）が先取特権*を行使されたとき。
 ウ. 被保険者（この保険の補償を受けられる方）に対して保険金をお支払いすることを損害賠償請求権者（被害者）が承諾されたとき。

○損害賠償金と損害賠償金以外の保険金の合計額がご契約金額（保険金額）を超える場合は、損害賠償金を優先してお支払いします。
 *先取特権 損害賠償請求権者（被害者）は、被保険者（この保険の補償を受けられる方）の他の債権者より優先して、この保険で支払われる損害賠償金から弁済を受けることができる権利を有しています。

- 他の保険契約などがある場合の保険金のお支払いについて
 ○このご契約と補償内容が重複する他の保険契約などがある場合には、日本興亜損保は保険金をお支払いした後、他の保険契約に対して、その保険契約などが負担すべき額につき請求を行います。
 ○このご契約と補償内容が重複する他の保険契約などから保険金が支払われた場合において、他の保険契約などの保険会社などからこの契約で負担すべき額につき請求を受けたときは、このご契約に対して保険金の請求があったものとして取り扱います。

◎個人情報の取扱いに関する説明事項

- 本契約に関する個人情報を、保険契約の引受判断・履行（保険金支払いなど）および各種サービス、他の保険・金融商品などの案内または提供のために利用します。
 - 日本興亜損保のグループ企業や提携先企業との間で、その取り扱う商品・サービスなどの案内または提供のために、本契約に関する個人情報を共同で利用することがあります。
 - 保険制度の健全な運営を確保するため、また、不正な保険金請求を防止するために、ご契約内容、事故内容、保険金ご請求内容などに係る個人情報を、他の損害保険会社・共済および一般社団法人日本損害保険協会との間において共同利用する制度を実施しています。
 - 本契約の引受判断・履行（保険金支払いなど）のために必要な範囲において、本契約に関する個人情報を第三者*に対して提供することがあります。
 *保険事故の関係者（当事者、損害保険会社・共済、修理業者など）、医療機関、再保険取引会社などをいいます。
- ※日本興亜損保の個人情報の取扱いに関する詳細については、日本興亜損保ホームページ（http://www.nipponkoa.co.jp）をご覧ください。

◎「損害保険契約者保護機構」による契約者保護について

○引受保険会社の経営が破綻した場合などは財産の状況が変化したときには、保険金や返れい金などのお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。このうち引受保険会社が破綻した場合で、ご契約者（または加入依頼人）が個人、小規模法人（常時使用する従業員などの数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合であるご契約は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金や返れい金などは80%まで補償されます。ただし、破綻後3か月以内に発生した事故の保険金は全額が補償されます。【2012年5月現在】
 ○「損害保険契約者保護機構」の詳細につきましては、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

●日本興亜損保の保険に関する苦情・ご相談窓口（おかけまちがいにご注意ください。）
 〈お客様サポート室〉
 〇120-919-498
 受付時間：平日の9：00～20：00／土日、祝日の9：00～17：00（12/31～1/3を除きます。）

●日本興亜損保の保険に関する指定紛争解決機関のご連絡先（おかけまちがいにご注意ください。）
 日本興亜損保は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。日本興亜損保との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行うことができます。
 〈一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター〉
 〇570-022-808【ナビダイヤル】
 受付時間：平日の9：15～17：00（土日、祝日、12/30～1/4を除きます。）
 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（http://www.sonpo.or.jp/）

事故が発生した場合のお手続き

○ただちにご連絡ください。

万一事故が発生した場合には、取扱代理店または全飲連または日本興亜損保事故受付センターまでただちにご連絡ください。ただちにご連絡をいただけませんと保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。

○事故のご連絡をいただいた場合には、取扱代理店または日本興亜損保より保険金請求手続き（保険金請求に際してご提出いただく書類、請求できる保険金の種類など）に関してご案内いたします。

○保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。

日本興亜損保事故受付センター【0120-250-119（24時間×365日）】

【賠償事故の解決ための手続きおよび援助について】

○必ず事前にご相談ください。

賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず日本興亜損保とご相談いただきながらおすすめください。賠償事故について日本興亜損保の承認なしに示談された場合には、保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。

○賠償事故が起きた場合には、取扱代理店および日本興亜損保は契約者と被害者（相手方）との示談交渉に関するご相談の受け付けなど、事故解決のためのお手伝いをいたします。ただし、取扱代理店および日本興亜損保は、被害者（相手方）との示談交渉をお引き受けすること（示談代行）はできませんのでご了承ください。

「全飲連 あんしん共済 おみせのマスター」とは、全飲連が引受保険会社である日本興亜損保と契約して運営する『事業活動の安心保険「ビジネスマスター（事業所限定方式・ワイドプラン・傷害ユニット不担保）」』です。

<団体保険契約者>

全国飲食業生活衛生同業組合連合会

〒105-0004 東京都港区新橋6-8-2 全国生衛会館5階
TEL.03-5402-8630 FAX.03-5402-8629
受付時間：平日の10:00～17:00（土日、祝日、年末年始を除きます。）

<引受保険会社>

日本興亜損害保険株式会社

公務部 医療・福祉法人課
〒100-8965 東京都千代田区霞が関3-7-3
Tel. 03-3593-6247 Fax. 03-3593-5369
受付時間：平日の9:00～17:00（土日、祝日、12/31～1/3を除きます。）

●お申込み・お問合せは下記の取扱代理店まで

<取扱代理店>